

省 令

○農林省令第六十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六條第二項の規定に基づき、及び第十條第三項の規定を実施するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十三年十月九日

農林大臣 西村 直己

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「西園」の下に「青森、宮古」を、「榎」の下に「小名浜、秋田船川、酒田」を、「清水」の下に「田子の浦」を、「津軽」の下に「飯前」を、「広島」の下に「岩国」を、「放出」の下に「新居浜、今治、松山」を、「三角」の下に「佐伯」を加え、同條第二項第一号中「青

森、宮古、秋田船川、及び「新居浜、今治」を削り、「高知」の下に「大分」を加え、同項第二号中「青森、宮古」を削り、同項第三号中「青森」を削り、宮古、小名浜、秋田船川、酒田」を、「大船渡、石巻、日立」に改め、「田子の浦」を、「津軽、岩国」、「新居浜、今治、松山」及び「佐伯」を削り、「伊万里」の下に「細島」を加える。  
第二十四條第一項中「第十二号様式」を「第十二号様式、うんしゅうみかんにあつては第十二号の二様式」に、同項第一号中「及びチヌーリツ」第十二号の二様式  
うんしゅうみかん栽培地検査申請書  
下記うんしゅうみかんの栽培地検査を申請いたします。  
年 月 日  
住所 職業 氏 名 ⑧

1 無病地区における栽培地番号別表

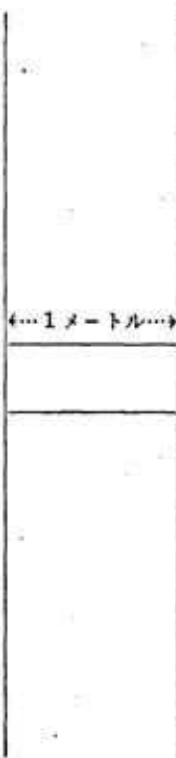
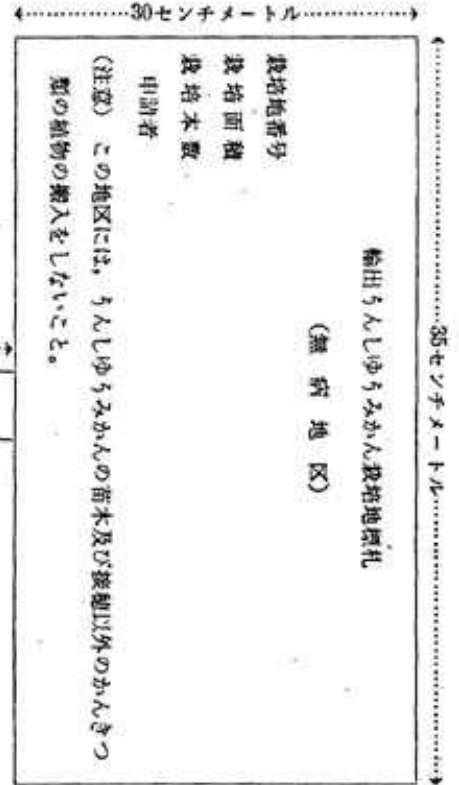
栽培地番号	栽培者氏名	栽培地の所在地	栽培面積 (ヘクタール)	栽培本数 (本)	輸出見込 数 (キップ)	取壊見込 時期	備 考
計							

2 観新地区におけるうんしゅうみかんの栽培地番号別表

栽培地番号	栽培者氏名	栽培地の所在地	栽培面積 (ヘクタール)	栽培本数 (本)	備 考
計					

(注) 1 無病地区とは、輸出うんしゅうみかんが栽培されている地区をいう。  
2 観新地区とは、無病地区の周囲における幅400メートルの帯状の地区をいう。  
3 無病地区及び観新地区の詳細な地図を添付すること。  
4 備考欄には、うんしゅうみかん以外のかんきつ類の植物の伐採本数及び伐採時期を記入すること。

第十三号様式の次に次の二様式を添える。  
第十三号の二様式  
1 無病地区



備考 標札は、白色の木製又は金属製であること。

2 観新地区



備考 標札は、黄色の木製又は金属製であること。

(注) 1 無病地区とは、輸出quinしゆうみかんが栽培されている地区をいう。

2 観新地区とは、無病地区の周囲における幅400メートルの帯状の地区をいう。

第十九号様式の次に次の二様式を加える。

quinしゆうみかん栽培地検査合格証明書

第 年 月 日 号

住 所 氏 名 殿

.....植物防疫所(.....支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名 氏 名 印

下記quinしゆうみかんは、植物防疫法第10条第3項の規定による栽培地検査に合格したことを証明する。

1 無病地区

栽培地番号	栽培者氏名	栽培地の所在地	栽培面積	栽培本数	備 考
計					

2 観新地区

栽培地番号	栽培者氏名	栽培地の所在地	栽培面積	栽培本数	備 考
計					

附 則

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、昭和四十三年十月十六日から施行する。